

平成27年10月から、 町民の皆さん一人ひとりに マイナンバー（個人番号）が 通知されます



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

公平・公正な社会の実現に向けて、国が進める 「社会保障・税番号制度」についてお知らせします

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、社会保障・税番号制度が導入されることになりました。

社会保障・税番号制度とは、国民一人ひとりに「個人番号」を付番し、国民の利便性を高めるとともに、行政の効率化を図ることを目的としたものです。

マイナンバー（個人番号）とは

国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。

原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。

マイナンバー導入による3つのメリット

①行政の効率化（手続きが正確で早くなる）

行政機関や地方公共団体で、様々な情報の照合、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、手続きがより早く正確に行えるようになります。

②国民の利便性の向上（面倒な手続きが簡単に）

各種申請時に必要な添付書類が省略されるなど、行政手続きが簡単になり、町民の皆さんの負担が軽減されます。

③公平・公正な社会の実現（給付金などの不正受給の防止）

行政機関が、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止できます。また、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

マイナンバーの利用の範囲

マイナンバーは、年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉分野の給付、確定申告等の税の手続きなど、法律で定められた事務に限って利用されます。

このほか、民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取扱います。

マイナンバーは大切な個人情報です

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供することができません。

他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバー取扱者が、そのマイナンバーを不当に提供することは、処罰の対象になります。

また、なりすましの防止のため、マイナンバーのやり取りの際には厳格な本人確認が必要となります。

個人番号カードについて

希望者には、申請によって個人番号カード（顔写真付きのICカード）が交付されます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として使えるほか、様々なサービスに利用することができます。



今後のスケジュール

平成27年10月	皆さんの住民票の住所に12桁のマイナンバー（個人番号）を通知するカードが送付されます。
平成28年1月	社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が始まります。 個人番号カードの交付が開始されます。
平成29年1月	国の機関同士での情報連携が開始されます。 マイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）が稼動し、マイナンバーを含む自分の個人情報がやりとりされた記録を確認できるようになります。
平成29年7月	地方公共団体等でも情報連携が開始されます。

マイナンバーコールセンターについて

国により、一般の方や民間事業者の方がマイナンバーについてお問合せいただけるコールセンターが設置されています。

- 電話番号：0570-20-0178^{マイナンバー}（全国共通ナビダイヤル）
- 受付時間：平日9時30分から17時30分（土日祝日、年末年始を除く）

今後も随時、広報やホームページなどで「マイナンバー制度」についてお知らせします。

制度の詳細や最新情報については、内閣官房のホームページをご覧ください。

〔内閣官房マイナンバーホームページアドレス〕

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

問合せ／地域政策担当（内線2217）